

相楽東部広域連合教育委員会の事務局に配置する指導員に関する規則

平成28年3月14日

教委規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、相楽東部広域連合教育委員会（以下「教育委員会」という。）の事務局に配置する指導員（以下「指導員」という。）の職務や勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において指導員とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 学校教育指導員
- (2) 社会教育指導員
- (3) 人権教育指導員

(職務)

第3条 指導員は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の命を受け、所管に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

(選考)

第4条 指導員は若干名とし、教育一般に関して豊かな識見を有し、教育に関する指導技術を身につけた者のうちから教育長が選考する。

(任期)

第5条 指導員の任期は1年とし、再び任用することができる。

(服務等)

第6条 指導員は、その職務を遂行するに当たっては、教育委員会の定める規則その他関係法令に従わなければならない。

- 2 指導員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 指導員は、原則として1週4日の範囲において教育長の指示により、職務に従事するものとする。

(報酬及び費用弁償等)

第7条 指導員の報酬及び費用弁償等は、相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年相楽東部広域連合条例第4号）及び相楽東部広域連合

会計年度任用職員の給与に関する規則（令和２年相楽東部広域連合規則第１号）の定めるところによる。

（委任）

第８条 この規則に定めるもののほか、指導員の勤務条件その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 6 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。